

# 証明書の取得は、マイナンバーカードを使って コンビニでできます！

15歳以上(成年被後見人の方は除く)であれば、マイナンバーカードを使用してコンビニ等(マルチコピー機設置店に限る)で住民票の写し・印鑑登録証明書等を取得する事ができます。

## コンビニ交付の機能

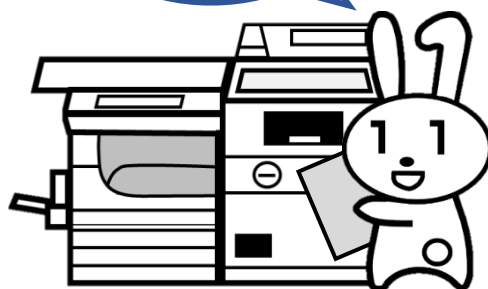
### ご利用可能時間【毎日 6:30~23:00】

年末年始及びメンテナンス時はご利用できません。詳細は多摩市公式ホームページからご確認ください。▼



取得可能な証明書	料金(1通)
住民票の写し	200円 (窓口 300円)
印鑑登録証明書	
市民税・都民税 課税(非課税)証明書	300円
戸籍の附票の写し※ (住所の履歴)	
戸籍謄(抄)本※	450円

手順は  
次のページへ



- ※お住まいの市区町村と本籍地が異なる方は、別途申請が必要となります。お問い合わせください。
- ※現在戸籍のみ取得可能です。
- ※多摩市に本籍があり多摩市民でない方の利用登録方法▼



### ☆住民票請求における記載項目の解説

住民票には、交付種別(「本人のみ」、「世帯全部」、「世帯の一部」)や複数の記載項目があります。下記の交付種別・記載項目の解説を参考いただき、請求される前に必ず確認してください。以下、交付種別・記載項目の解説です。

#### 「世帯主・<sup>つづきから</sup>続柄の記載」

➡ 「世帯主」、「妻」、「夫」、「子」などの項目が記載されます。

#### 「本籍地・筆頭者の記載」

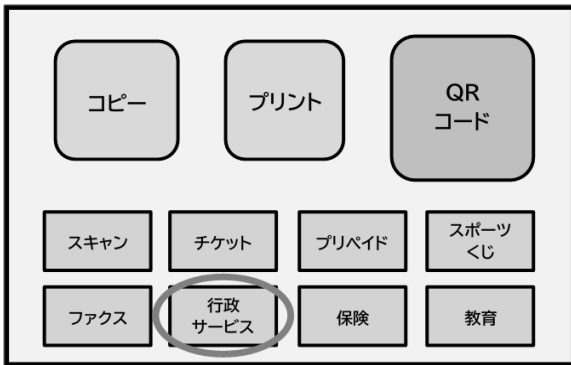
➡ 該当者の「本籍」、「筆頭者」が記載されます。

#### 「マイナンバー(個人番号)の記載」

➡ 該当者の「マイナンバー(個人番号)」が記載されます。

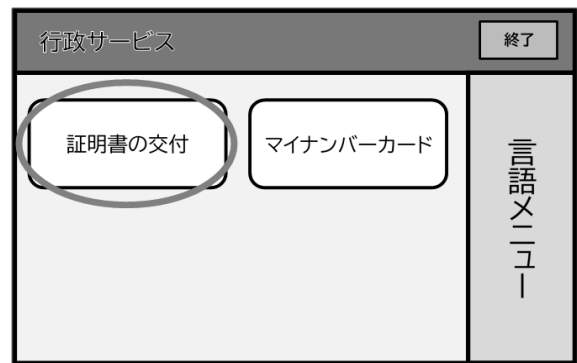
# マルチコピー機の操作手順

## ①行政サービスを選択



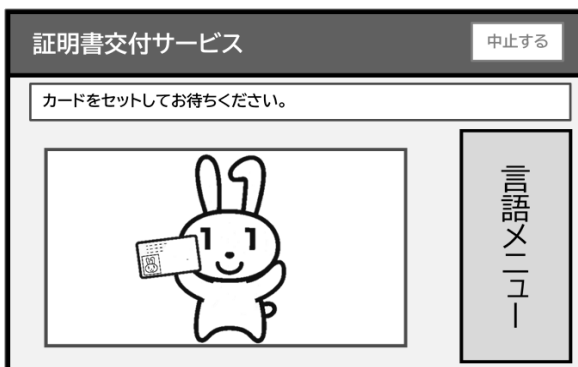
\*今回はセブンプリントの画面イメージです。  
各マルチコピー機によって画面イメージは異なります。

## ②証明書の交付を選択

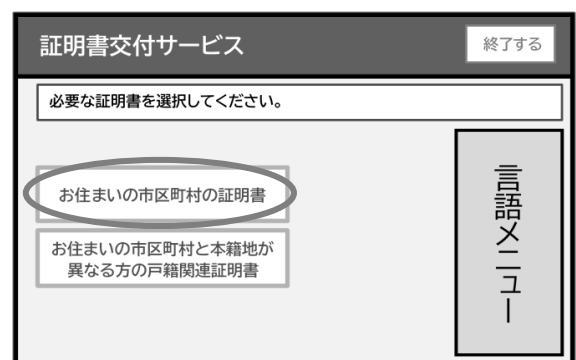


\*次の画面で証明書交付サービスを選択してください。

## ③マイナンバーカードを機械にセットする



## ④お住まいの市区町村の証明書を選択



## ⑤暗証番号(数字4桁)を入力

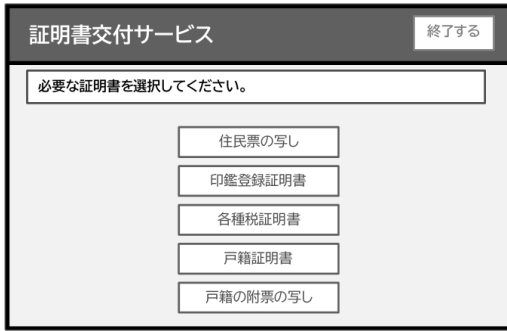


## ⑥マイナンバーカードを取り外す



\*マイナンバーカードの取り忘れには、十分お気をつけください。

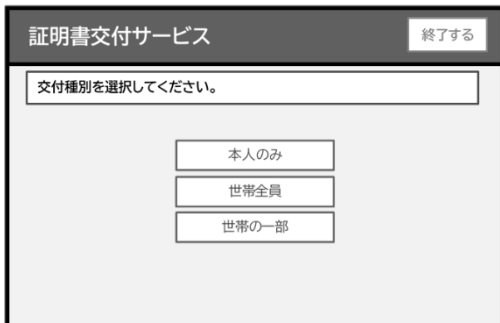
## ⑦ 必要な証明書を選択



希望する証明書を選択してください。

以下、住民票の写しを選択したイメージとなります。  
証明書によって⑧、⑨の画面が異なります。

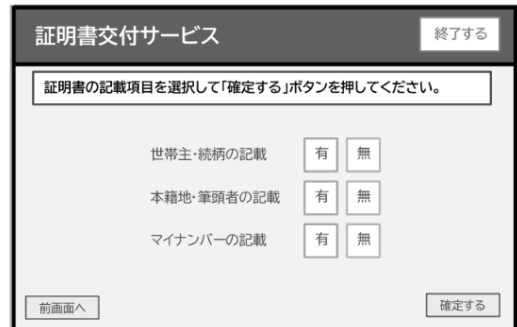
## ⑧ 交付種別を選択



\*住民票の写しを選択したイメージです。

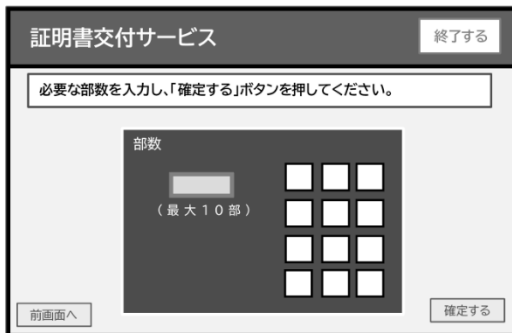
## ⑨ 記載項目を選択

(記載項目の詳細は表面参照)

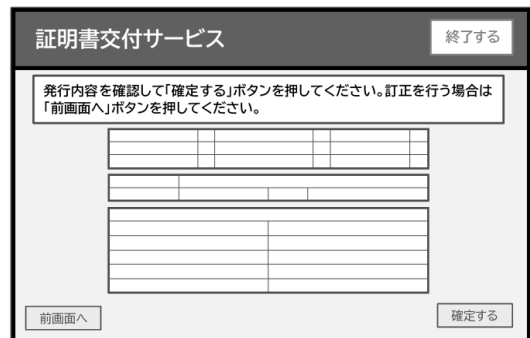


\*住民票の写しを選択したイメージです。

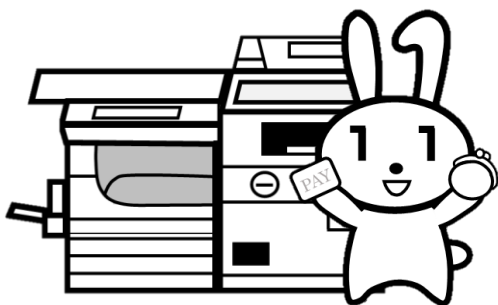
## ⑩ 部数を選択



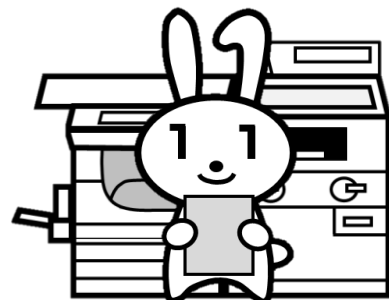
## ⑪ 発行内容を確認



## ⑫ 料金の支払い



## ⑬ 証明書の印刷



証明書が印刷されます。  
お疲れさまでした。

# 注意事項

- 住民票の写し及び印鑑登録証明書は、2022年9月1日から2025年8月31日まで手数料200円でご利用できます。
- 届出や申請の状況により、最新の内容が反映されるまでに、時間・日数がかかる場合があります。  
マイナンバーカードを取得したとき、またはマイナンバーカードの住所を多摩市に変更した時なども、利用できるまでに時間がかかります。
- 暗証番号(数字4桁)の入力を3回連続間違えると、ロックがかかり、コンビニ交付が利用できなくなります。ロックを解除する場合や、暗証番号がわからない場合は、ご本人様が市民課本庁舎、出張所(土・日は不可)、永山マイナンバーカードセンターへマイナンバーカードをお持ちいただければ、暗証番号の再設定ができます。お電話での手続きはできません。(時間経過による誤入力回数のクリアはありません。)
- コンビニ交付では各証明書が複数枚にわたる場合でも、ホチキス止めはされません。お取り忘れにご注意ください。
- コンビニで取得する証明書は全て有料です。手数料条例により、手数料の免除に該当される方は、市役所または出張所窓口で取得してください。また、証明書印刷後の返金・交換はできません。
- コンビニ交付で発行される住民票の写しは、世帯票となります。(氏名変更などの履歴はわかりません。)
- 外国人の方の住民票の外国人記載事項(国籍、在留資格、在留期限等)は省略できません。
- 税金に関する申告をしていない場合、課税(非課税)証明を発行できない場合があります。
- 課税(非課税)証明は、最新年度の本人分のみ取得可能です。(同じ世帯の方であっても本人以外は取得ができません。)

## コンビニ交付・マイナンバーカードに関するお問合せ

平日(祝日及び年末年始を除く) 8:30~17:00

### 多摩市役所

住民票の写し・印鑑登録証明書に関すること  
戸籍謄(抄)本・戸籍の附票に関すること  
課税(非課税)証明に関すること

市民課住民記録担当 042-338-6823  
市民課戸籍担当 042-338-6898  
課税課市民税係 042-338-6821

マイナンバーカードに関すること

永山マイナンバーカードセンター  
042-400-6778

### マイナンバーカードを失くした場合は？

直ちに以下の電話番号に連絡をして、  
マイナンバーカード機能の一時停止をしてください。

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

マルチコピー機の操作手順書  
令和5年10月1日発行

発行者 多摩市役所 市民課  
操作図出典先 地方公共団体情報システム機構

